

第 1469 回 京都市教育委員会会議 会議録

1 日 時 令和 4 年 3 月 2 4 日 木曜日

開会 14 時 15 分 閉会 15 時 15 分

2 場 所 京都市総合教育センター 第 2 研修室

3 出席者	教 育 長	稲田 新吾
	委 員	奥野 史子（オンライン出席）
	委 員	高乗 秀明
	委 員	笹岡 隆甫
	委 員	野口 範子
	委 員	松山 大耕

4 欠席者 なし

5 傍聴者 なし

6 議事の概要

(1) 開会

14 時 15 分，教育長が開会を宣告。

(2) 前会議録の承認

第 1468 回京都市教育委員会会議の会議録について，教育長及び全委員の承認が得られた。

(3) 議事の概要

ア 議事

議案 5 件

イ 非公開の承認

議案 1 件については，市長の作成する議会の議案に対しての意見の申出に関する案件であり，京都市教育委員会会議規則第 3 条に掲げる「非公開事項」に該当するため，京都市教育委員会会議規則に基づき，非公開とすることについて，全員の承認が得られた。

ウ 非公開の宣言

教育長から，議案 1 件について，会議を非公開とすることを宣言。

エ 議決事項

議題 58 号 文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

(事務局説明 牧山 文化財保護課長)

議第 58 号「京都市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」、説明する。本件は、本年 1 月 7 日開催の教育委員会会議において説明した「京都市文化財保護条例の一部改正」に伴うものである。

令和 3 年 4 月に成立した改正文化財保護法では、各地方公共団体における文化財の地方登録制度が新設された。これを受け、本市においては、これまでから独自に運用してきた本市の登録制度を法に基づく地方登録制度と位置付けるため、令和 4 年 4 月 1 日施行で京都市文化財保護条例を一部改正することとした。これに伴い、規則の一部を改正しようとするものである。

規則改正の概要について説明する。まず、第 13 条の登録に関する規定について、これまで登録の対象となる文化財は、国又は市によって指定された文化財を除くこととしていたが、法の規定に基づき、国が登録した文化財についても除外する形に修正した。

次に、第 15 条の登録の取消しに関する規定について、登録が取り消される場合として、これまでは、国又は市によって文化財が指定された場合としていたが、法の規定に基づき、国によって文化財が登録された場合についても追記した。

最後に、第 39 条の「文化財環境保全地区」内において届出を要しない行為に関する規定について、現在、京都市「文化財環境保全地区」の中では、建築物の改築等を行う場合、事前に届出を行うこととしているが、既に指定・登録された文化財については、指定・登録文化財に係る規定により、別途手続きが定められていることから、本制度に基づく届出を不要としている。今回はその除外規定の規定整備を行うものである。

規則の施行日は、法及び条例の施行日に合わせて、令和 4 年 4 月 1 日を予定している。

(委員からの主な質問・意見)

【稲田教育長】 市指定文化財と市登録文化財の違いは。

【事務局】 分かりやすく申し上げますと、指定文化財はその歴史的価値等の高さから、可能な限り凍結保存に近い形で保護を図るため、強い規制が課される。一方、登録文化財は指定文化財に準じる価値が認められるものとして、指定文化財に比べると比較的緩やかな規制のもとで保護が図られている。そのため、文化財修理等における補助率は指定文化財の方が高く設定されている。

【稲田教育長】 登録文化財について、国からの財政支援の有無は。

【事務局】 国登録文化財への財政支援について申し上げますと、文化財の種類によって異なる。例えば、建造物については財政支援制度があるが、民俗文化財においては現時点では財政支援がないと聞いている。

【稲田教育長】 現在の市指定・市登録文化財それぞれの件数は。

【事務局】 令和 4 年 3 月時点で、指定文化財は 376 件、登録文化財は 149 件である。

【松山委員】 今回の規則改正には「第 15 条 登録の取消し」が挙げられているが、所有者から、文化財登録の返上というものはあり得るのか。

【事務局】 本市としては、登録した文化財を永続的に保護していきたいと考えており、原則として返上は想定しておらず、現時点でも返上の事例を聞いたことはない。

【松山委員】 国宝や重要文化財の建造物に関わる機会が多いため、意見を申し上げる。ここ数年間で建造物の屋根の瓦葺がかなり劣化したと感じている。応急処置をしているものの、屋根の四方が傷んでしまっている。その理由として、温暖化の進行により、バクテリア等の細菌が増殖し、腐食の被害が増加していることがあると言われている。この速度で被害が続くようであれば、10年に一度は屋根を張り替えないといけないことになる。しかし、重要文化財クラスの屋根の葺き替えや建物全体の改修を行うとなれば、数十億円規模の費用負担になる。国が多少経費補助すると言っても、その規模の金額での修理となると、自己負担がかなり大きくなる。加えて、今後かつてない頻度での改修が必要となれば、とても所有者個人の負担で賄えるものではなくなってくる。完全な状態で維持していくことは現実的ではないため、建物全体の改修をするのではなく、建築意匠の中でも重要な部分のみの改修と割り切ってしまうたり、より耐食性に優れるチタン等の原材料を使用してみたり、様々な工夫が必要であると感じている。

維持管理に係る負担の大きさから、文化財の指定・登録を返上したいと考える所有者もいるかもしれないという現実を把握し、その改善に向けた幅広い支援策を今後検討していただいたい。

【事務局】 内部で意見を共有し、今後の文化財保護行政に活かせるよう努めていく。

【奥野委員】 条例及び規則改正により、何か実態として変わることはあるのか。

【事務局】 もともと本市は国に先立って条例制定当初から文化財の登録制度を運用していた。今回の条例及び規則の改正は、国が令和3年4月の法改正で地方公共団体の登録制度を創設したことを受け、従来から本市で独自に運用していた登録制度を法律に基づく制度として規定を整備するものであり、実務的には何か影響が生じるものではない。

(議決)

教育長が、議第58号「京都市文化財保護条例施行規則の一部を改正する規則の制定」について、各委員「異議なし」を確認、議決。

議題第59号 民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の制定について

(事務局説明 辰巳 学校指導課担当課長)

成年年齢の18歳への引下げ等に関する民法の一部を改正する法律が施行されることに伴い、高等学校等在学中に生徒が成年年齢に達することとなる。

これに伴い、本来、未成年の子どもを監護し教育する義務がある者という意味で使用する「保護者」の位置付けを、この度の法改正に合わせて再定義し、在学中に成年年齢に達した生徒の保護者の取扱いに関して、規則の表記を変更するなど、関係規則を一部改正し

ようとするものである。

議説資料の「民法改正の概要について」。

民法の一部改正については、平成 30 年 6 月に公布、令和 4 年 4 月 1 日から施行される。今回の規則改正については、成年年齢の引下げにより、親権に服することがなくなる年齢が 20 歳から 18 歳に引き下げられることによるものである。また、令和元年 12 月に文科省から、高等学校在学中については成長過程にある若年者として、基本的には、保護者等の役割を変えない趣旨の通知が出ている。

続いて、「関係規則の内容・趣旨について」。

在学中親権に服することがなくなることから、「保護者」を定義する記載に関して、「生徒を現に監護するもの」の文言を加えることで、引き続き保護者としての取扱いを継続するよう変更を行うものである。「保護者」の定義を、「親権者、未成年後見人その他の者で、生徒を現に監護するもの」と定め、該当する規則に応じて記載の変更を提案している。

今回事務局から提案する規則に関しては、京都市教育相談総合センターの組織及び運営に関する規則、京都市立高等学校の管理運営に関する規則、京都市教科書選定委員会規則の 3 点である。

(委員からのご意見)

【笹岡委員】 「保護者」の定義は国で定められているものか。

【事 務 局】 法律によって定義が異なり、例えば教育基本法第十条では、「父母その他の保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。」と定められている。

【笹岡委員】 「生徒を現に監護するもの」という文言を採用した理由は何か。

【事 務 局】 高等学校在学中については成長過程にある若年者として、基本的には、保護者等の役割は変える必要がなく、在学中に成年年齢に達した生徒についても、生徒を現に監護している者を保護者として取り扱うという文科省通知の趣旨に基づき、「生徒を現に監護する者」という文言を付け加える形としている。

【松山委員】 成年年齢の引下げに伴い、女性の婚姻開始年齢が 16 歳から 18 歳に引き上げられることについて、在学中に妊娠した生徒も 18 歳まで結婚できないことになる。このような生徒が不利益を被ることはないか。

【事 務 局】 法律上は、未成年の生徒が妊娠した場合、産まれた子は生徒の親の親権に服することになると定められており、在学中は当該生徒の親に支援いただくこととなる。高校生の場合育休等はないが、周囲の理解が得られるよう、他の生徒や教員に丁寧な周知を行うことなどが考えられ、教育活動で不当に取り扱われることがないように努める。

【稲田教育長】 成年年齢が引き下げられると、一人で有効な契約をすることができるなど、リスクと責任も伴うこととなる。高校生に対する指導の状況は。

【事 務 局】 新学習指導要領の移行措置が始まった令和元年度から、消費者庁で作成された高校生向け消費者教育教材「社会への扉」を全校において家庭科の授業等で活用し、「契約の重要性」や「消費者保護の仕組み」についての学習を行っている。また、選挙権年齢が 18 歳に引き下げられた時と同様、一人の大人

としてどのように社会を生きるかが大切である。

【高乗委員】 子どもに対してどう指導されるかという説明をお伺いしたが、保護者へも丁寧な周知が必要ではないか。

【事務局】 文科省においては、18歳は若者として消費者トラブル等に巻き込まれる危険性があるため、監護を要する者として取り扱う姿勢である。その趣旨を踏まえ、成年年齢に達した生徒の取扱いについては、高校入学手続の際にも丁寧に周知するとともに、特に令和4年度については、新学年となるタイミングで保護者に周知徹底するよう学校へ依頼している。

【奥野委員】 子どもの消費者金融等のトラブルが心配。子どもはSNS等様々なところから情報を得てくる。まだ監護が必要だと考えるが、大人という意識を強く持っている生徒もいるはず。娘が18歳となり、成年年齢の引下げについては家庭内でも伝えているが、トラブル等に巻き込まれる危険性について十分に情報が届いていない家庭もあると思う。教育委員会からの周知が適切ではないかもしれないが、保護者に対しても成年年齢引下げに係る影響が伝わるようにしてほしい。

【事務局】 御指摘のとおり、子どもたちは様々なツールを介して情報を集めている。一場面ではあるが、学校においては、進路に関して保護者に様々な情報を伝達する機会等を活用するなどして、丁寧な周知に努めていく。

(議決)

教育長が、議第59号「民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の制定」について、各委員「異議なし」を確認、議決。

議第60号 京都市立総合支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について

(事務局説明 菅野 総合育成支援課長)

京都市立総合支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定についてご説明する。今回は改正する部分が大きく2点あり、また、法令等と文言を統一するものが1点ある。

1点目は、成年年齢の引下げに伴う改正である。在学中に成年となった生徒の保護者も規則上の保護者として取り扱うことに加え、入学資格及び通学区域に関係して改正するものである。入学資格及び通学区域については、これまでは、生徒の保護者の住所を基準としてきたところであるが、今回の成年年齢の引下げに伴い、入学者が成年に達している場合は本人の住所を基準とするというものである。

2点目は、準教科書について道徳を削除する趣旨の改正である。総合支援学校では、特別の教科「道徳」について、平成30年度に小学部で実施されて以来、令和元年度には中学部、そして、高等部では令和2年度から学年進行で実施してきており、令和4年度には、小・中・高等部すべての学年で実施される。なお、特別の教科「道徳」においては、一般図書も含めた採択された教科書を使用するため、これまであった道徳の準教科書は存在し得ないこととなり、この度、道徳の準教科書に関する文言を削除するものである。

その他、今回の改正に合わせて、総合支援学校高等部の「学科」という表記に関して、

これまで本規則においては、「科」と表記していたところを学校教育法等の法令に合わせて「学科」に統一する趣旨の改正をすることとしている。

最後に、規則改正の施行期日は令和4年4月1日としている。

(委員からの主な質問・意見)

【稲田教育長】 総合支援学校の道徳の教科書は、小学校・中学校と同じものを使用しているのか。

【事務局】 総合支援学校では、一般図書を道徳の教科書として採択し、使用している。なお、高校には道徳の教科書はないが、総合支援学校の高等部では、小学部・中学部と同様に一般図書を道徳の教科書として使用している。

(議決)

教育長が、議第60号 京都市立総合支援学校の管理運営に関する規則の一部を改正する規則の制定について、各委員「異議なし」を確認、議決。

議第61号 京都市立学校の通学区域の変更について

(事務局説明 池本 調査課長)

今回の提案は、南区上鳥羽南部地区土地区画整理事業により町界・行政区界が変更される一部地域について、通学区域についても区画整理後の境界に合わせて整理・変更しようとするものである。この区画整理完了に伴う町名町界変更については、令和3年11月市会において議決されている。

区画整理の施行区域の大部分は上鳥羽小学校区だが、西の端は祥栄小学校区、東の端は伏見区の竹田小学校区にかかっている。今回、通学区域の整理を検討しているのは、校区の境界で町界・行政区界が変更となる一部地域である。

上鳥羽小学校区と祥栄小学校区の境となっている上鳥羽戒光・上鳥羽馬廻と吉祥院長田町・吉祥院嶋野間詰町の町界が、今回の区画整理により道路を境界として変更される。通学区域についても、現状のままとしてしまうと吉祥院の町と上鳥羽の町をまたがって入り組んだ状況となってしまうことから、区画整理後の境界に合わせて、上鳥羽の町となる地域については上鳥羽小学校区、吉祥院の町となる地域については祥栄小学校区となるよう整理を予定している。変更となる地域は、主に工場が建っている地域及び駐車場となっている土地であり、学齢期の子どもは居住していない。

また、上鳥羽小学校区と竹田小学校区の境については、南区と伏見区の行政区界となっているが、この区界が現在は堀川をまたいで入り組んだ状況となっている。今回の区画整理では堀川を境界として行政区界が変更されることから、通学区域についても区画整理後の区界に合わせて、南区上鳥羽となる地域を上鳥羽小学校・洛南中学校区、伏見区竹田となる地域を竹田小学校・藤森中学校区となるよう整理を予定している。こちらの地域についても、現在、子どもは居住していない。

通学区域については、子どもや保護者だけではなく、地域活動や行政活動とも密接な関係にあるため、様々な影響を考慮して原則変更していないが、今回の各地域については、住居がほぼなく、子どもも居住していないことから通学区域の整理・変更を行っても影響

はないと考えている。また、今後宅地となる可能性もあることから、区画整理を機に通学区域についても整理を行っておくべきと考え、今回提案させていただく。

今回の整理・変更については、各地域の自治連合会会長にご説明の上、同意いただいている。

通学区域の変更時期は、実際に町名・地番が変更となる令和4年8月予定の換地処分の翌日とする。

(委員からの主な質問・意見)

【稲田教育長】 今回の対象地域には、現在学校に通っている子どもはおらず影響もないことから、将来のことも考えて区画整理を機に通学区域を整理するというものである。

これまでに区画整理を機に通学区域を変更したことはあったか。

【事務局】 近年は通学区域変更に伴う影響を考慮して区画整理と合わせて変更したことはないが、仮に子どもが居住している地域の通学区域を変更することとなった場合でも、経過措置等により転校とならないような配慮は必要と考えている。

(議決)

教育長が議第61号 京都市立小学校の通学区域の変更について、各委員「異議なし」を確認、議決。

議案1件については、市長の作成する議会の議案に対しての意見の申出に関する案件のため非公開

(3) その他

○教育長から、前会会議以降の主な出来事等について報告

3月18日 中学校・小中学校 修了式

3月23日 小学校 卒業式

静原小学校 閉校式

3月24日 福西小学校 閉校式

小栗栖小学校 閉校式

小学校 修了式

令和3年度 学校教育表彰

○事務局から当面の日程について説明

(4) 閉会

15時15分、教育長が閉会を宣告。

署名 教育長